

市原市公告第789号

自動販売機の設置事業者募集について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び市原市契約規則（昭和62年市原市規則第3号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月1日

市原市長 小出 譲治

1. 一般競争入札に付する事項

物件番号	件名	貸付場所	貸付面積(m ²)	台数
1	自動販売機設置（サンプラザ市原1階その1）	サンプラザ市原1階	1.53	1
2	自動販売機設置（サンプラザ市原1階その2）	サンプラザ市原1階	1.35	1
3	自動販売機設置（サンプラザ市原3階）	サンプラザ市原3階	1.7	1
4	自動販売機設置（サンプラザ市原4階）	サンプラザ市原4階	1.35	1
5	自動販売機設置（サンプラザ市原ペDESTリアンデッキその1）	サンプラザ市原ペDESTリアンデッキ	1.8	1
6	自動販売機設置（サンプラザ市原ペDESTリアンデッキその2）	サンプラザ市原ペDESTリアンデッキ	1.5	1
7	自動販売機設置（サンプラザ市原ペDESTリアンデッキその3）	サンプラザ市原ペDESTリアンデッキ	1.2	1
8	自動販売機設置（市原市農業センターその1）	市原市農業センター（その1）	1.53	1
9	自動販売機設置（市原市農業センターその2）	市原市農業センター（その2）	1.53	1
10	自動販売機設置（市原市農業センターその3）	市原市農業センター（その3）	1.53	1
11	自動販売機設置（姉崎保健福祉センター体育室）	姉崎保健福祉センター体育室	3	2
12	自動販売機設置（市原市立中央図書館）	市原市立中央図書館1階正面玄関風除室	1.53	1
13	自動販売機設置（加茂支所）	加茂支所駐車場	2	1

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- ①本事業に関する入札・契約事務に従事する職員でない者
- ②成年被後見人、被保佐人、被補助人（ただし、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者）、未成年者で営業の許可を受けていない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- ③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ④公告日から起算して、前2年以内に手形交換所又は電子交換所による取引停止処分を受けた者又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出した者でないこと
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、公告日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、公告日までに同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- ⑦市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本入札の公告の日から落札日までの間に受けていない者
- ⑧地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定による一般競争入札参加停止措置を本入札の公告日から落札日までの間に受けていない者
- ⑨市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を、本入札の公告の日から落札日までの間に受けていない者
- ⑩公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又はその団体に属する者でないこと
- ⑪法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること
- ⑫市原市税の滞納がないこと（市原市内に本社または事業所がある法人の場合）
- ⑬法人にあつては千葉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては市原市内に住所を有すること
- ⑭自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する1年以上の経験を有すること

3. 申請用紙及び募集要項、契約条項等の配布

- (1)配布期間 令和6年10月1日から令和6年10月18日まで
(但し、土曜、日曜日、祝日等市原市の定める休日を除く)
- (2)時 間 午前9時00分から午後5時00分まで
※但し正午から午後1時00分までを除く
- (3)配布場所 市原市役所 第2庁舎 2階 総務部 契約検査管財課

※申請用紙等は、市原市ウェブサイト上では令和6年11月14日までダウンロードできる。

アドレス：<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=61317cc2ddabc602f1889c01>

4. 入札参加申請

本入札の参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1)申請期間 令和6年10月1日から令和6年10月18日まで
(但し、土曜、日曜日、祝日等市原市の定める休日を除く)

- (2)時 間 午前9時00分から午後5時00分まで
 ※但し正午から午後1時00分までを除く
- (3)提出場所 市原市役所 第2庁舎 2階 総務部 契約検査管財課
- (4)提出部数 1部
- (5)入札参加資格の確認結果通知

令和6年10月24日に郵送（簡易書留）により通知予定。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求められることができる。説明を求める場合は、令和6年11月13日までに契約検査管財課長に書面を持参して行わなければならない。

回答は、説明を求められた日から7日以内に書面で行う。

5. 募集要項等に対する質問

募集要項等に対する質問がある場合は、質問回答書に必要な事項を記載の上、電子メールで提出すること。質問がない場合は、質問回答書を提出する必要はない。

- (1)受付期間 令和6年10月1日から令和6年10月18日まで
- (2)提出先 各物件契約担当者（電子メールアドレスは各物件個別明細書を参照）
- (3)回答方法 令和6年10月23日に市原市ウェブサイトで公開する。

アドレス：<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=61317cc2ddabc602f1889c01>

6. 入札方法等

- (1)入札書には、見積もった1年間の貸付金額（消費税及び地方消費税を除く）を記載すること。
- (2)入札書は指定された日時に持参しなければならない。
- (3)入札回数は2回までとする。
- (4)入札時間に遅れた者は入札に参加できない。
- (5)契約締結権限者以外の者が入札する場合は、入札時に委任状を提出しなければならない。提出のないときは、入札に参加することはできない。

7. 入札の場所及び日時

- (1)入札場所 市原市役所 第2庁舎 3階 2302会議室
- (2)入札日時

物件番号	件名	入札日	入札時間
1	自動販売機設置（サンプラザ市原1階その1）	令和6年11月14日	午前9時10分
2	自動販売機設置（サンプラザ市原1階その2）	令和6年11月14日	午前9時20分
3	自動販売機設置（サンプラザ市原3階）	令和6年11月14日	午前9時30分
4	自動販売機設置（サンプラザ市原4階）	令和6年11月14日	午前9時40分
5	自動販売機設置（サンプラザ市原ペデストリアンデッキその1）	令和6年11月14日	午前9時50分

6	自動販売機設置（サンプラザ市原ペデストリアンデッキその2）	令和6年11月14日	午前10時00分
7	自動販売機設置（サンプラザ市原ペデストリアンデッキその3）	令和6年11月14日	午前10時10分
8	自動販売機設置（市原市農業センターその1）	令和6年11月14日	午前10時20分
9	自動販売機設置（市原市農業センターその2）	令和6年11月14日	午前10時30分
10	自動販売機設置（市原市農業センターその3）	令和6年11月14日	午前10時40分
11	自動販売機設置（姉崎保健福祉センター体育室）	令和6年11月14日	午前10時50分
12	自動販売機設置（市原市立中央図書館）	令和6年11月14日	午前11時00分
13	自動販売機設置（加茂支所）	令和6年11月14日	午前11時10分

8. 貸付予定価格

非公表

9. 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10. 入札に関する注意事項

- (1) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (2) 入札書及び委任状には、件名及び貸付場所をこの公告の記載に従い正確に記入すること。
- (3) 入札者が代理人である場合においては、入札書には代理人の印のほか、代表者印（受任者印）を押すこと。
- (4) 代理人が入札を行う場合において、委任状の提出がない時は、入札に参加することはできない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
- (5) 入札を辞退する場合には、入札辞退届を郵送又は持参により入札執行前までに提出すること。

11. 落札者の決定

貸付予定価格以上の入札であって、最高の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

12. 落札価格の決定

落札者の入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。ただし、物件番号9、13については、落札者の入札金額をもって落札価格とする。

13. 入札保証金

免除

14. 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額の納付または契約保証金に代わる担保を付するものとする。

15. 入札結果の公表

入札結果は、次の事項について公表するものとする。(但し、個人名及び個人の住所については除く)。

- (1) 落札者名
- (2) 落札者の住所
- (3) 落札金額
- (4) 入札参加者名
- (5) 入札金額

16. 契約書の作成

落札者は落札後、原則として落札決定の翌日から5日以内(土・日・祝日を除く)に契約を締結しなければならない。

17. その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求め、又は実態調査を行うことがある。
- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。
- (4) 提出された資格確認資料を公表し、また無断で他の目的に使用することはしない。
- (5) 入札参加者は、契約書案を熟読し、入札の心得を遵守すること。
- (6) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、入札を延期し、または中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。

18. 問い合わせ先

入札手続きに関する問い合わせは入札執行課まで問い合わせること。

入札執行課

市原市役所 総務部 契約検査管財課 契約係

電話番号 0436-22-1111 (内線) 2582 2583

※その他自動販売機設置事業に関する問い合わせは、各物件個別明細書記載の契約担当者まで問い合わせること。